

第 7 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年7月20日 午後2時00分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	香川 雅彦	出席	11	前田 和宏	出席
2	安田 敏	出席	12	貞 廣 渉	出席
3	田守 康浩	出席	13	茂古沼 憲宏	出席
4	吉田 容章	出席	14	飯尾 誠	出席
5	菅原 博	出席	15	太田 健一	出席
6	久保 靖彦	出席	16	白川 勝	出席
7	林 雅浩	出席	17	高野 春夫	出席
8	田辺 剛	出席	18	田守 文夫	出席
9	鈴木 賢	出席	19	茂古沼 美則	出席
10	辻 和義	出席			

事務局

職名	氏名
事務局 長	原 弘美
農地振興係長	小川 健太郎
農地振興係主任	田代 泰裕
農地振興係主任専門員	白戸 智明

町

職名	氏名
町 長	小野 信次
経済部長	井原 愛啓
農政課長	重堂 真一
農政係長	相澤 拓也

- 4 議事録署名委員
 - 1番 香川 雅彦 委員
 - 2番 安田 敏 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

協議案第1号 部会の委員の選任について

協議案第2号 音更町農業者年金協議会委員の推薦について

協議案第3号 音更町農業後継者推進協議会委員の推薦について

6 議事

(開会 午後2時00分)

事務局長 ただ今より、令和5年第7回音更町農業委員会総会を開会いたします。
私、農業委員会事務局長の原 弘美でございます。よろしくお願いいたします。
今回は、新任期最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項により、町長が召集することに定められております。
議席は、仮議席で五十音順に着席していただいております。後ほど、正式な議席を決定させていただきます。
それでは、はじめに小野町長から、ご挨拶をいただきます。

町長 本日の農業委員会につきましては、農業委員の改選後、初の農業委員会の開催でありますので、私のほうからご案内をさせていただきました。
ここで、若干のお時間をいただきながら一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、この繁忙期、特に、私たちの人生の中ではないぐら
い早く小麦の収穫が始まりだしたということで大変にお忙しい中、また、お疲れのところ、こうした時節柄、ご出席を賜りましたことに改めて心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本年4月1日には、新たな農地の施策としまして「農業経営基盤強化促進法」、これの一部を改正する法律が施行され、令和6年度末までに、現行の「農用地利用集積計画」の廃止をするということでありまして、新たに「地域農業経営基盤強化促進計画」を策定することとなったところであります。

この計画を策定しますと、農地の売買、そして貸借は原則、北海道農業公社を通して行うこととなりまして、農地の権利移動方法が大きく変わるという状況となったところは周知のとおりであります。

農業生産力の向上、そしてまた農業経営の合理化を図るために優良農地を守り、そして農地の利用の最適化を図ることで、地域の担い手に農地を行き渡らせる農業委員会の役割は、まさに、農地行政の柱でもありまして、今後、本町の農業の発展するうえではますます重要なものになるというふうに認識をしているところであります。

ここにおられます農業委員の皆様におかれましては、農業者の皆さんの農業の根幹であります農地法をしっかりと守り、地域の担い手に農地を集積していくという重要な使命がありますので、これからの任期3年間、特に健康に留意をされまして、日々ご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。
議事に入ります前に、本日は改選後初の総会ですので、農業委員のみなさまと、事務

局職員及び町長部局職員の紹介を行いたいと思います。

はじめに私から、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

以上、事務局職員の紹介とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、町長部局の職員につきまして、経済部長の井原から紹介させていただきます。

経済部長 経済部長の井原愛啓でございます。私からは町長部局職員の紹介をさせていただきます。

(町長部局職員紹介)

事務局長 以上で職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、大変恐縮ではございますが、農業委員のみなさまから、自己紹介をお願いいたします。

仮議席番号1番の飯尾委員から、地区名、氏名等を順次お願いいたします。

委 員 (委員19名、自己紹介)

事務局長 ありがとうございます。

次に、議長でございますが、音更町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり議事を整理することになっておりますが、本日は、改選後の最初の総会で、会長がまだ選任されておられませんので、会長が決まるまでの間、仮議長を選出して、議事の進行をしていただきたいと思います。

仮議長の選出でございますけれども、慣例によりまして、町長に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (全員異議なし)

事務局長 ご異議がないようですので、町長を仮議長として議事を進めさせていただきます。小野町長よろしく願いいたします。

町 長 それでは、会長が決定するまでの間、私が仮議長として、議事を進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

ただ今の出席委員は19名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

「会長及び会長職務代理者の互選について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 会長及び会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項、第5項、及び「音更町農業委員会会議規則」第19条第2項により、委員が互

選することと規定されております。以上です。

町 長 　ただ今、事務局から説明がありました。
それでは、会長及び会長職務代理者の互選について、どのような方法で行ったらよろしいかお諮りいたします。

久保委員 会長及び会長職務代理者の互選については、委員の中から5名の選考委員を選び、指名推薦の方法がよろしいかと思えます。
なお、5名の選考委員については、仮議長が指名することとしてご提案申し上げます。

町 長 　ただ今、5名の選考委員による指名推薦の方法との発言がありましたが、ご異議ありませんか。

委 員 　（全員異議なし）

町 長 　それでは、ご異議がないようですので、選考委員による指名推薦の方法に決定しました。暫時休憩いたします。

（休 憩）

町 長 　休憩前に引き続き、会議を開きます。私から選考委員の5名を指名します。
5番 貞廣委員、6番 白川委員、8番 鈴木委員、11番 田守文夫委員、
14番 林委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

委 員 　（全員異議なし）

町 長 　ご異議がないようですので、ただ今指名しました5名の方を選考委員に決定しました。暫時休憩いたします。

（休 憩）

町 長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。選考委員長から選考の結果について、報告をいただきます。

田守文夫委員 選考委員長の田守文夫です。選考いたしました結果を報告させていただきます。
会長に高野委員を、会長職務代理者に茂古沼美則委員を選考いたしましたので、ご報告させていただきます。

町 長 　ただ今、田守選考委員長から会長に高野委員を、会長職務代理者に茂古沼美則委員をとの報告がありましたけれども、お諮りをいたします。
報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員 　（全員異議なし）

町 長 ご異議がないということでございますので、報告のとおり決定をさせていただきます。

それでは、会長に互選されました高野会長、その場でごあいさつをお願いします。

高野委員 ただ今、選考されました、会長の高野でございます。私が農業委員になりまして、3名の会長をそばで一緒に活動を見ておりましたが、歴代の会長のように能力もなければ経験も足りないのが自分自身が一番よくわかっております。みなさまのご協力のもと、進めていきたいと思っておりますので、3年間よろしく願いいたします。

町 長 ありがとうございます。

次に会長職務代理者に互選されました茂古沼美則会長職務代理者、その場でごあいさつをお願いします。

茂古沼委員 改めて茂古沼美則でございます。よろしく願いいたします。私、3期目となりました。まだ若い期数のところでこのような立場に選考されて、とても重責を感じている訳ですけれども、高野会長を支えつつ、みなさまのご協力のもと音更農業委員会を進めていきたいと思っております。

町 長 ありがとうございます。以上で、仮議長の職務が全て終わりました。

これで私は退席させていただきます。議長交替のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、「議席の決定について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 ただ今、農業委員のみなさまには、仮議席で五十音順に座っていただいております。これから本議席を決定いたします。

議席の決定につきましては、「音更町農業委員会会議規則」第8条第1項の規定により、「くじで定める」ということとなっております。

くじは2回引いていただきます。

最初に、本議席を決めるために、くじを引く順番を決めさせていただきます。

次に、最初に引いたくじの順番に従いまして、議席を決めるためのくじを引いていただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。事務局説明のとおり進めることでよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 くじの方法については、事務局の説明のとおり進めさせていただくことに決定しました。暫時休憩といたします。

(抽選のため暫時休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
議席が決定しましたので、事務局から発表願います。

事務局長 それでは、事務局から議席の発表をさせていただきます。
1 番 香川委員、2 番 安田委員、3 番 田守康浩委員、4 番 吉田委員、
5 番 菅原委員、6 番 久保委員、7 番 林委員、8 番 田辺委員、
9 番 鈴木委員、10 番 辻委員、11 番 前田委員、12 番 貞廣委員、
13 番 茂古沼憲宏委員、14 番 飯尾委員、15 番 太田委員、16 番 白川委員、
17 番 高野委員、18 番 田守文夫委員、19 番 茂古沼美則委員
以上のとおりでございます。

議 長 ただ今の発表のとおり、議席を決定いたします。
暫時休憩といたします。

(休憩中に移動)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議事録署名委員を指名します。
議事録署名委員は、1 番 香川委員、2 番 安田委員を指名しますので、よろしくお
願います。
次に、報告案件、議案審議の前に、協議案第1号から第3号までを先に協議します。
協議案第1号「部会の委員の選任について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

議 長 部会は「農業委員会部会規定」第2条により「農地調整部会」と「農政部会」の2つ
の部会があります。
部会の委員の選任について、どのような方法で行ったらよろしいか、お諮りします。

2 番 協議案第1号「部会の委員の選任」及び、この後の協議案第2号「農業者年金協議会
委員の推薦」並びに協議案第3号「農業後継者推進協議会委員の推薦」の方法について
ご提案いたします。
協議案第1号の選任及び、協議案第2号、第3号の推薦については、会長及び会長職
務代理者に一任することをご提案いたします。

議 長 ただ今、安田委員から、協議案第1号から第3号までを会長と会長職務代理者に一任
との発言がありました。ご異議ありませんか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、協議案第1号から第3号までについては、会長と会長職
務代理者において選任することに決定しました。
暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
部会の委員の選任について、選任の結果を発表します。
農地調整部会に
飯尾委員、太田委員、白川委員、田守文夫委員、田守康浩委員、
茂古沼憲宏委員、茂古沼美則委員、安田委員、吉田委員の9名を、
農政部会に、
香川委員、久保委員、貞廣委員、菅原委員、鈴木委員、田辺委員、
辻委員、林委員、前田委員の9名を選任します。
以上のような部会委員構成となります。ご異議ありませんか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、このとおり選任することに決定しました。
それでは、各部会に分かれまして、部会長・副部会長の互選をお願いします。
暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。部会長・副部会長の互選の結果について、
報告を求めます。はじめに、農地調整部会から報告を求めます。

3 番 部会長に白川委員、副部会長に茂古沼憲宏委員を互選し、決定いたしました。
以上、報告いたします。

議 長 ただ今、田守康浩委員から報告がありましたとおり、農地調整部会長に白川委員、副
部会長に茂古沼憲宏委員を互選し、決定したとのことであります。
続きまして、農政部会の報告を求めます。

7 番 部会長に貞廣委員、副部会長に久保委員を互選し、決定いたしました。
以上、報告いたします。

議 長 ただ今、林委員から報告がありましたとおり、農政部会長に貞廣委員、副部会長に久
保委員を互選し、決定したとのことでございます。
以上のとおり両部会それぞれの部会長・副部会長が決定しました。3年間よろしく
お願いいたします。

議 長 次に、協議案第2号「音更町農業者年金協議会委員の推薦について」の件を議題とい
たします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第2号朗読、説明)

議 長 音更町農業者年金協議会委員の推薦を行います。

茂古沼美則会長職務代理者と相談した結果、協議会の委員に、
太田委員、香川委員、久保委員、白川委員、鈴木委員、林委員、
茂古沼憲宏委員、茂古沼美則委員の8名を推薦します。
ご異議ありませんか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議がないようですので、音更町農業者年金協議会委員につきましては、以上のとおり推薦することに決定しました。
次に、協議案第3号「音更町農業後継者推進協議会委員の推薦について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第3号朗読、説明)

議長 音更町農業後継者推進協議会委員の推薦を行います。
茂古沼美則会長職務代理者と相談した結果、協議会の委員に、
飯尾委員、貞廣委員、田辺委員、田守文夫委員、田守康浩委員、
安田委員、吉田委員、そして私、高野の8名を推薦します。
ご異議ありませんか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議がないようですので、音更町農業後継者推進協議会委員につきましては、以上のとおり推薦することに決定しました。
これで協議案第1号から第3号まで終了しました。
事務局から何かありますか。

事務局長 議件ではございませんが、一般社団法人 北海道農業会議の会員の件であります。
農業会議の定款第6条第4項第1号に「北海道内の市町村に置かれる農業委員会においては、会員に1人加入しなければならないこと」と規定されております。
つきましては、従前のお通り、音更町農業委員会の会長になられました高野会長が北海道農業会議の会員になるということで、ご承知いただきたいと思っております。以上です。

議長 それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。通常の議案審議に入ります。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。
次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第3号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の第1項の件を議題といたします。
第1項については、林委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。
第1項を審議する前に、林委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第1号第1項を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第7号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認しました。

林委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第1号第2項の件を議題といたします。

第2項については、安田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第2項を審議する前に、安田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第1号第2項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第2項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条の賃借権等設定の許可申請がございます。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第2項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項については、要件を満たしていることを確認しました。

安田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第1号第3項から第5項までの件について、議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第1号第3項から第5項朗読、説明）

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第3項から第5項までにつきましては、後ほど、議案第7号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第1号第3項から第5項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第3項から第5項までについては、要件を満たしていると確認しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われれます。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いします。

13番 7月10日に譲受人と電話でお話をいたしました。該当する農地は地区の中でも一等地になります。良い条件のところでありまして、金額は高めではありますが、問題はないかと考えております。以上です。

議長 茂古沼憲宏委員から、現地調査の報告がありました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第2号第2項の件について、議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
太田委員から調査報告をお願いします。

15番 前任の委員より、引継ぎ内容の報告をいたします。7月12日にお宅に行き、経営主の譲受人とお話をしてまいりました。今回、父である譲渡人から経営主の息子さんに3条申請で生前贈与をすることのことです。親子間ですので問題はないと判断しております。以上です。

議 長 太田委員から、現地調査の報告がありました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。

第1項については、安田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、安田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第3号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いします。

16番 7月6日に貸主にお会いしてお話のほうを伺ってまいりました。この農地は、昭和43年に、もう50年以上前ですね、3条の賃貸借の契約を結んでおりましたが、今回、借主である法人の代表者並びに賃貸料の変更ということで、今までの内容を解約して新たに、契約を結びなおそうとするものです。賃貸料につきましては、何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 白川委員から、現地調査の報告がありました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
安田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請人が麦乾燥施設の建設及び通路・作業場の確保をするものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」は3ページから8ページ、配置図は8ページのとおりで、あわせて607平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の3ページにありますとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業用施設であり、現在の敷地内では建設できるスペースが手狭なため、現敷地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法第4条第6項の例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の4ページにありますとおり、資力・信用力については、事業費と同等の補助金割当て内示及び残高証明書、融資審査結果通知書が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われます。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いします。

16番 6月の上旬に事務局とともに現地を調査してまいりました。今回、この場所に事業の補助を受けて小麦の乾燥施設を建てるということでもあります。「調査書」8ページの図面を見ていただければわかりますように、建物に対して通路、作業場の必要最小限の面積での確保であると捉えてまいりました。以上です。

議 長 白川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページ及び10ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査報告が行われています。
林委員から調査報告をお願いします。

7番 6月15日に事務局と土地の所有者立会いのもと現地を調査してまいりました。年金受給のための宅地周りの地目整理ということで出された願出でございます。願出のとおり利用状況でありました。以上です。

議 長 林委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定い

たします。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

第1項については、久保委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、久保委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第6号第1項を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

第1項につきまして、別添「調査書」11ページのとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、決定いたします。
久保委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、議案第6号第2項から第22項までの件について、議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第2項から第9項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第10項からご説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。

(議案第6号第10項から第22項朗読、説明)

以上、第2項から第22項までにつきましては、別添「調査書」11ページから18ページまでのとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。

また、先月総会の議案第6号第8項につきまして、北海道農業公社の買入を中止した

ため本件には載っておりません。これにつきましては、この後の議案第7号においてあつせんの申出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第2項から第22項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項から第22項までについて決定いたします。次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第6項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。本日、午後3時より農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いします。

16番 あっせん適格者の選定の報告をさせていただきます。

第1項、札幌市のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた東昭栄地区のBさん(63歳)を選定いたしました。

第2項、東平和地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた東平和地区のDさん(41歳)、東平和地区のEさんの後継者、Fさん(30歳)の2名を選定いたしました。

第3項、雄飛が丘南区第3地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた誉地区のHさん(38歳)を選定いたしました。

第4項、北昭和地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、北昭和地区のJさん(48歳)、北昭和地区のKさん(61歳)、北昭和地区のLさん(57歳)の3名を選定いたしました。

第5項、江別市のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、福平地区のNさん(34歳)を選定いたしました。

第6項、音幌地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた音幌地区のPさん(73歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、白川部会長からあっせん適格者の報告がありました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項及び第6項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第6項までについて、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひします。

なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をします。

以上で、議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第7回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時35分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年7月20日

議長 高野春夫